-

訪問介護契約書別紙兼重要事項説明書

(　　様)

医療法人 光 仁　会

訪問介護ステーションひまわり

訪問介護契約書別紙兼重要事項説明書

＜令和　　年　　月　　日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　０４８ ― ７６１ ― ８１７７
受付時間　　平　日　9時 ～ 17時 ・ 土曜日　9時 ～ 12時
12月30日から1月3日及び祝祭日を除く
担 当 者　　管 理 者　　石 田　里 香
サービス提供責任者　関根たか子　・小針　明美　・澤　葉子

2. 当事業所の概要

事業所名　　医療法人光仁会訪問介護ステーションひまわり
所 在 地　　埼玉県春日部市下蛭田１２５番地－１
春日部厚生クリニック内1階
サービスの種類　　訪問介護・介護予防訪問介護
営業時間　　月曜日~金曜日　9時 ～ 17時
土曜日　　9時 ～ 12時
12月30日から1月3日及び祝祭日を除く
介護保険指定番号　　１１７０６００６１１
通常の事業の実施地域　春日部市・さいたま市岩槻区

3. 当事業所の職員体制

職　種	業　務　内　容	勤務形態・人数
管　理　者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　　1名
サービス提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤　　3名
訪問介護員	・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤　　9名 非常勤　2名

４．訪問介護のサービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作・買い物や服薬管理家族不在時の電話対応・生活の質の向上や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活・社会生活上のためのサービスを行います。(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

5. 利用料金

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基準額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

訪問介護費　　地域区分 6 級地　10.42 円

サービスの種類	基本単位数	基本単価	自己負担額（1回）		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護 20 分未満	163 単位	1,698 円	169 円	338 円	507 円
身体介護 20 分以上 30 分未満	244 単位	2,542 円	254 円	508 円	762 円
身体介護 30 分以上 1 時間未満	387 単位	4,032 円	403 円	806 円	1,209 円
身体介護 1 時間以上	567 単位	5,908 円	590 円	1180 円	1770 円
身体介護 1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに加算)	82 単位	854 円	85 円	170 円	255 円
生活援助 20 分以上 40 分未満	179 単位	1,865 円	186 円	372 円	558 円
生活援助 45 分以上	220 単位	2,292 円	229 円	458 円	687 円
身体介護中心に引続き生活援助を行った場合 20 分以上	65 単位	677 円	67 円	134 円	201 円
身体介護中心に引続き生活援助を行った場合 45 分以上	130 単位	1355 円	135 円	270 円	405 円
身体介護中心に引続き生活援助を行った場合 70 分以上	195 単位	2,031 円	203 円	406 円	609 円
初回加算（月 1 回）	200 単位	2,084 円	209 円	417 円	626 円
緊急時訪問介護加算（1回）	100 単位	1,042 円	105 円	209 円	313 円
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を加算				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 1000 分の 270 に相当する単位数を加算				

※ 基本料金に対して、早朝・夜間帯は 25%増し、深夜は 50%増しとなります。

※ １回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

※ 利用者の心身の状況等により、１人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、２人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合は、２倍の料金となります。

(2) 交通費

① 通常の事業の実施区域　　無料

② 通常の事業の実施区域を超えた地点から　一律　500 円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（連絡先電話番号０４８―７６１―８１７７）

ご利用日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前 9 までにご連絡いただいた場合	当該基本料の 10%
ご利用日の当日午前 9 までにご連絡がなかった場合	当該基本料の 30%

(4) その他

① ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様の御負担となります。

② 料金のお支払い方法

毎月、10 日までに前月分の請求書を発行致します。支払は毎月 15 日に郵便局の口座から自動引落致します。引落確認後領収書を発行致します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、又は当社が破産した場合は、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。ご利用者様が、サービス利用料金の支払が１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 3 日以内に支払わない場合、又はご利用者様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

７．虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとやり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　石田里香

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止のための研修を実施しています。

（５）サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

①事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

②事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、状況及び事故に際して採った処置を記録する。

③賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

主　治　医	施設名称		医師氏名	
	連 絡 先			
ご　家　族 (緊急連絡先)	氏　　名			
	連 絡 先			

居宅介護支援事業所	施設名称		
	連絡先		
市町村	名称	春日部市介護保険課担当課	さいたま市岩槻区高齢介護課
	連絡先	０４８－７３６－１１１１	０４８－７５７－４１１１
	名称	埼玉県国民健康保険団体連合会	
	連絡先	苦情相談専用 048－824－2568	

9. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり　2 なし
	2 なし		

10. 個人情報保護・相談・要望・苦情窓口

訪問介護に関する、個人情報保護・相談・要望・苦情等は、管理者及びサービス提供責任者までお申し出ください。

電　話　０４８ ― ７６１ ― ８１７７

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

春日部市介護保険課担当課

電　話　０４８ ― ７３６ ―１１１１

さいたま市岩槻区高齢介護課

電　話　０４８ ― ７９０ ―０１６８

埼玉県国民健康保険団体連合会

電　話　０４８ ― ８２４ ― ２５６８（苦情相談専用）

11. 当法人の概要

法人名称　医療法人 光　仁　会
代表者役職・氏名　理事長　西 村　直 久
所在地　埼玉県春日部市緑町６丁目１１番４８号
電話番号　０４８ ― ７３６ ― １１５５

定款の目的に定めた事業

1. 病院及び診療所の経営　2. 訪問看護ステーションの運営
3. 訪問介護ステーションの運営　4. 居宅介護支援事業所の運営
5. 地域包括支援センターの運営　6. その他これに付随する業務

令和　　年　　月　　日

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所　　埼玉県春日部市緑町６丁目１１番４８号
事業者名称　　医療法人 光　仁　会
代表者職氏名　　理事長　西　村　　直　久

指定番号　　１１７０６００６１１
事業所住所　　埼玉県春日部市下蛭田１２５番地－１
　　春日部厚生クリニック内１階
事業所名称　　医療法人光仁会訪問介護ステーションひまわり
説明者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人(家族の代表)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人(家族の代表)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿